

**Q4** どんないんたぶるのげんかいにりゆうできるとはどすか。

**A4** トラブルの種類や金銭の多少に限定はありません。お金の貸し借り、借地・借家に関するトラブル、離婚や遺産に関するトラブル、お隣さんとのトラブルなど、さまざまな法律上のトラブルの解決に利用することができます。

**Q5** どのくらい時間がかかりますか。

**A5** 通常の場合、2～3回の期日で、期間にして約3ヶ月を目標に解決を図ります。

**Q6** 費用はどのくらいがかかりますか。

**A6** 申立時に、申立手数料が10,000円（消費税込）がかかります。また、各当事者双方とも、和解や仲裁が成立したときには、成立手数料が必要になります。詳しくは、別表をご参照ください。

**Q7** 家庭裁判所や簡易裁判所の調停とは何が違うのですか。

**A7** 必ず法律の専門家である弁護士が仲裁人になります。また、事案に応じ柔軟かつ迅速に、利用者に納得していただける解決を目指します。ただ、費用については、裁判所による調停手続よりも割高になることがあります。

ンターについてのお答えします。

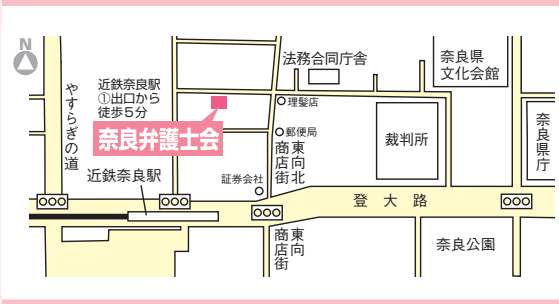
## 奈良弁護士会

奈良市中筋町22番地の1

TEL. 0742-22-2035

電話受付 午前 9:30 ~ 午後 5:00  
(月~金)

ビルには外来の方のための駐車場はありません。付近の駐車場をご利用ください。車椅子などの方は事前にお申し出ください。



### 仲裁費用

申立手数料 10,000円(税込)  
(申立人のみ) + 成立手数料  
(申立人・相手方按分)  
下記の成立手数料の欄を参照してください。

100万円以下の部分	8%
100万円を超え300万円以下の部分	5%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1%
3,000万円を超える部分	0.5%

下に成立手数料の早見表(目安表)を示しますので、参考にしてください。

成立手数料早見表 (消費税抜)			単位…円
紛争の価格(解決額)	成立手数料(総額)	一人当り成立手数料	
100,000	8,000	4,000	
500,000	40,000	20,000	
1,000,000	80,000	40,000	
1,500,000	105,000	52,500	
2,000,000	130,000	65,000	
3,000,000	180,000	90,000	
5,000,000	200,000	100,000	
10,000,000	250,000	125,000	
15,000,000	300,000	150,000	
20,000,000	350,000	175,000	
30,000,000	450,000	225,000	
50,000,000	550,000	275,000	
100,000,000	800,000	400,000	

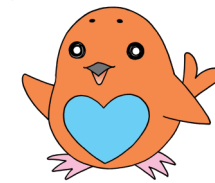
※事案の内容によっては30%の範囲内で減額することもあります。



もっとあなたの身近に

# 仲裁センター

あなたのそばにある身近な争いごと、例えば、お金の貸し借り、借地・借家に関するトラブル、離婚や遺産に関わるトラブル、お隣さんとのトラブルについて、奈良の弁護士が「仲裁」させていただきます。



奈良弁護士会公式キャラクター  
こまちゃん

**Q1** 仲裁センターでは何ができますか。

**A1** 仲裁人が双方の言い分をよく聞いた上で話し合いによりトラブルの解決をはかる手続(和解あっせん)を行うことができます。また、話し合いによる解決ができない時でも、双方の合意があれば(仲裁合意)、仲裁人に判断してもらい、これに従うという手続(仲裁)を行うこともできます。

**Q2** 誰が仲裁人になりますか。

**A2** 奈良弁護士会所属の弁護士が仲裁人になります。

**Q3** どうすれば利用できますか。

**A3** 仲裁センターに申立書を提出してください。申立書のひな形は奈良弁護士会に用意しています(弁護士会HPよりダウンロードもできます)。

仲裁センター  
疑問に

# 和解のあっせん・ 仲裁の 手続の流れ

